（承認の欠格事由に係る罪）

第二十九条　第二十七条第一項の規定は法第百四十九条において前条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する法第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第百四十五条第二項第二号イ(2)の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

（カジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替え）

第三十条　第二十八条（同条の表第四十二条第一項及び第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第六項並びに第五十一条の項及び第五十一条第一項第二号の項を除く。）の規定は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条の規定による技術的読替えについて準用する。

2　前項に定めるもののほか、法第百五十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四十四条第二項第二号（第百四十六条第四項において準用する場合を含む。）	登記事項証明書	登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
第百四十五条第一項（第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項並びに第百四十九条において準用する場合を含む。）及び第百四十九条において準用する第百四十五条第二項	定款	定款（これに準ずるものを含む。）
第百四十五条第二項（第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項並びに第百四十九条において準用する場合を含む。）	会社で	会社又は外国会社で
第百四十九条において準用する第四十二条第一項（第百四十六条第四項において準用する場合を含む。）	免許状	認定書
第百四十九条において準用する第四十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百四十六条第四項において準用する場合を含む。）	、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別その他	その他

第百四十九条において準用する第四十六条第四項において準用する場合を含む。）、第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項並びに第百四十九条において準用する場合を含む。）、第百四十六条第三項及び第四十七条第三項	第二百四条第三項	
第百四十九条において準用する第五十一条第二号	第二百九条	

（認定等の欠格事由に係る罪）

第三十一条　第二十七条第一項の規定は法第百五十条第二項において準用する法第百四十五条第二項において準用する法第百五十条第二項において準用する法第百四十六条第四項並びに法第百五十条第二項において準用する第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において前条第一項において準用する法第百四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪について、第二十七条第二項の規定は法第百五十条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ(2)（法第百五十条第二項において準用する法第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項並びに法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において前条第一項において準用する第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

第二節　カジノ関連機器等製造業等の従業者

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）

第三十二条　法第百五十八条第三項において準用する法第百十六条第二項第二号（法第百五十八条第三項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪（刑法第百七十四条、第百七十五条及び第百八十二条の罪を除く。）とする。

（特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え）

第三十三条　法第百五十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項第二号（第百十七条第四項において準用する場合を含む。）	前条各号	第百五十八条第一項各号
	並びに同条第一号に掲げる業務に係る同号イからヘまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう	をいう
第百二十条第二号	第三十九条の免許	第百四十三条第一項の許可
第百二十三条	第百十四条、	第百五十八条第一項の規定並びに同条第三項において準用する
	、第百十八条及び前二条	及び第百十八条